## しあわせ

令和元年5月1日現在

	令和元年 5 月 1 日現在
1. 商 品 名	● 積立型定期預金
(愛 称)	(愛称:しあわせ)
2. 商品概要	● 個々の積立金額で、あらかじめ指定した「おまとめ日」を満期日とする3か月以上
	のスーパー定期預金または期日指定定期預金を作成し、「おまとめ日」にこれらの
	定期預金を払い出して1つに合算し、おまとめ定期預金を作成する商品です。
2. 販売対象	<ul><li>● 個人のみ</li></ul>
3. 期 間	● 期間に制限はありません
4. 預入方法	
(1)預入方法	● ① 毎月積立のみ
	② 毎月積立+ボーナス積立(年2回)
	③ 随時預入(ATM入金も可能です。ただし、土・日・祝日を除きます)
	●〈積立金の受入定期預金の商品区分〉
	・期間が1年未満・・・スーパー定期預金
	・期間が1年以上・・・期日指定定期預金
	※ 但し、昭和63年3月31日以前に課税扱いで作成
	されたものは、スーパー定期預金となります。
(2)預入金額	● 1回当り10,000円以上(口座開設時のみ1,000円以上)
(3)預入単位	● 1円単位
5. おまとめ	● ご指定いただいたおまとめ日に、積み立てた金額とお利息を自動的にひとつの定
	期預金にまとめて運用します。ただし、第1回目の指定日は、お申込日から3か月
	以上1年3か月未満の範囲でご指定ください。
	〈おまとめ定期預金の商品区分〉
	・目標日の3年後を最長預入期限とする期日指定定期預金またはスーパー定期預
	金
	● おまとめ定期預金は最長預入期限または満期日に元利継続します。
5. 払戻方法	● 満期日以降に払い戻します。
6. 利 息	
(1) 適用金利	● 各預入時(毎月または随時)または継続時の、期日指定定期預金またはスーパー定
	期預金の店頭表示の利率を適用します。ただし、預入日または継続日から満期日
	までの期間が1年未満の場合には、預入日または継続日におけるスーパー定期預金
	の店頭表示利率を適用します。
(2) 利払頻度	● 満期日以後にお支払いいたします。
	(個々の定期預金については満期時に元利金継続します。)
(3)計算方法	● 各定期預金毎に、期日指定定期預金あるいはスーパー定期預金の計算方法を適用
	します。
(4)税金	● 20.315%の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は非課税で
	す。

	※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年
(5) 金利情報の	12月31日までの間は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となります。
入手方法	● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 手数料	
8. 付加できる	● 総合口座のお取扱いはできません。
特約事項	● マル優の取扱いができます。
	● 普通預金等からの自動振替による預入ができます。
9. 中途解約時	● 満期日前に中途解約する場合は、個々の定期預金について、以下の中途解約利率
の取扱い	(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに支払います。
	(1)預金が期日指定定期預金の場合
	① 6か月未満・・・・・・・・・解約日の普通預金利率
	② 6か月以上1年未満・・・・・・ 2年以上利率 ×40%
	③ 1年以上1年6か月未満・・・・ 2年以上利率 ×50%
	④ 1年6か月以上2年未満・・・・ 2年以上利率 ×60%
	⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・ 2年以上利率 ×70%
	⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・ 2年以上利率 ×90%
	(2)預金が自由金利型定期預金(M型)の場合
	① 6か月未満・・・・・・・・・・・解約日の普通預金利率
	② 6か月以上1年未満·····・ 約定利率 ×50%
10. その他	● 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算
参考となる事項	します。
	● 一部支払も可能です。
11. 当行が契約して	● 一般社団法人全国銀行協会
いる指定紛争解	連絡先  全国銀行協会相談室
決機関	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本
	1,000万円までとその利息が保護されます。